

議案第 4 2 号

天理市手数料条例の一部改正について

天理市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成23年 9 月 5 日提出

天理市長 南 佳 策

天理市手数料条例の一部を改正する条例

天理市手数料条例（平成12年 3 月天理市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表中第26号を第27号とし、第25号の次に次の 1 号を加える。

26	地籍調査の成果の写し等交付手数料	国土調査法（昭和26年法律第180号）第21条第 2 項に規定する地籍調査の成果の写しの交付又は証明	ア 座標値一覧表 1 筆につき300円 イ 地籍図根点一覧表 1 枚につき 300円 ウ 地籍図 1 枚につき300円 エ 集成図（日本工業規格 A 列 3 番の大きさ（以下「A 3 判」という。）以下のとき） 1 枚につき300円 オ 集成図（A 3 判を超えるとき） 1 枚につき500円 カ 地籍調査の成果に関する証明 1 件につき300円
----	------------------	--	---

附 則

この条例は、平成24年 1 月 1 日から施行する。